

ほご 保護のしおり



かとりしふくしじむしょ
香取市福祉事務所

令和5年10月 1日 改訂

はじめに

この「しおり」は、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{じゅきゅう}を受給するにあたり、

^{せいど}その制度^{せつめい}についてご説明^{ふめい}するものです。ご不明

^{てん}な点がございましたらお^{きがる}気軽^{そうだん}にご相談^{ください}ください。

もくじ

【1】 せいかつ ほ ご 生活保護とは

【2】 せいかつ ほ ご けつてい 生活保護決定までの流れ なが

【3】 ちようさ おこな 調査を行うにあたり

【4】 ほ ご けつてい 保護の決定

【5】 さいご 最後に…

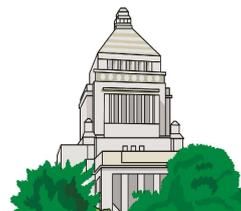
【6】 た その他

【1】生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条の理念に基づき生活に困窮しているすべての人に対し、その困窮の程度に応じて金銭等を扶助し、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう保障するとともに、自立に向けた手助けを行う制度です。

にほんこくけんぽう
日本国憲法

※一部抜粋



だい じょう せいぞんけん
第25条(生存権)

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

せいかつほごほう
生活保護法

※一部抜粋

だい じょう ほうりつ もくてき
第1条(この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

だい じょう ほご ほそくせい
第4条(保護の補足性)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

だい じょう しんせい ほご げんそく
第7条(申請保護の原則)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

だい じょう きじゅんおよ ていど げんそく
第8条(基準及び程度の原則)

ほご こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん そくてい ようほごしゃ じゅよう
保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を
もと 基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分
おきな ていど おこな
を補う程度において行うものとする。

せいかつ ほご けつてい なが
【2】生活保護決定までの流れ

◇ そう だん
相 談



せいかつ ほご そうだん ふくしじむしょ しやくしょ かくししょ
生活保護のご相談は、福祉事務所(市役所)、各支所へ
らいしょ でんわ と あ せく ださい。 ちいき
の来所または電話にてお問い合わせください。地域の
みんせいいいん かた そうだん けつこう
民生委員の方にご相談いただいても結構です。

◇ しん せい
申 請



しんせい いし かた せいかつ ほご しんせいしょ ひつようじこう
申請意思のある方は「生活保護申請書」に必要事項を
きにゅう ふくしじむしょなど ていしゅつ
記入し福祉事務所等へ提出してください。

◇ ちょう さ
調 査



しんせいご ふくしじむしょ ちくたんとういん
申請後、福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)が
しんせいしゃ そく せたい یشان こせき ふようぎむしゃ など
申請者の属する世帯の資産や戸籍(扶養義務者)等につ
ひつよう おう ちょうさ ほうもん おこな
いて必要に応じ調査、訪問を行います。

◇ けつ か
結 果



しんせいび にちいない ちょうさ じかん よう ぼあい
申請日から14日以内(調査に時間を要する場合には
にちいない ほご ようひ けつてい けつか
30日以内)に保護の要否について決定します。結果は
ぶんしょ つうち
文書にて通知いたします。

ぼうりょくだんいん げんそく せいかつ ほご う
※暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

【3】 ちょうさ おこな 調査を行うにあたり

しんせいご ちくたんとういん 申請後、地区担当員(ケースワーカー)がちょうさ 調査をするにあたり、つぎ 次のことについてきょうりょく 協力をお願いします。

のうりょく かつよう ◆能力の活用

はたら なた のうりょく おう はたら 働ける方は、その能力に応じ働いてください。ふくしじむしょ 福祉事務所では、しゅうろう 就労に関するしえんじぎょうしょ 支援事業所を、ひつよう おう あんない 必要に応じご案内いたします。また、なに 何かしらのりゅう しゅうろうこんなん 理由で就労困難な方についても、ひつよう おう しえん 必要に応じ支援いたします。



しさん かつよう ◆資産の活用

ほゆう よちよきん げんきん せいめいほけん ふどうさんなど しさん 保有する預貯金、現金、生命保険、不動産等の資産は、せいかついじ 生活維持に充ててください。なお、げん きょじゅう 現に居住しているとち かおく 土地・家屋についてはほゆう みと 保有を認められます。また、じどうしゃ ほゆう とくべつ りゅういがい げんそくみと 場合があります。また、自動車の保有は、特別な理由以外に原則認められません。(たにん しょう じどうしゃ うんてん とくべつ りゅういがい みと 他人の所有する自動車の運転も、特別な理由以外には認められません。)



たほう かつよう ◆他法の活用

ねんきん おんきゅう かくしゅてあて せいかつほごほういがい ほうりつ せいど 年金・恩給・各種手当など生活保護法以外の法律や制度で活用できるものは、せいかつほご 生活保護よりゆうせん 優先して活用してください。



ふようぎむしゃ えんじょ ◆扶養義務者からの援助

そふ そぼ りょうしん こまごとう ふようしんぞく なた えんじょかのう ばあい 祖父、祖母、両親、子、孫等、扶養親族の方が援助可能である場合には、えんじょ 援助を受けてください。

◆扶養照会について

生活保護の実施に当たっては、扶養義務者による扶養の可否を判断するため、扶養義務者への照会(以下「扶養照会」といいます。)を行います。ただし、「扶養義務履行が期待できないと判断される扶養義務者」については、扶養照会を行わないこととされています。

○扶養義務履行が期待できない者の具体例

① 当該扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者等

② 過去の生活歴等から明らかに扶養できない者

(例:当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られている、10年程度音信不通である等 著しい関係不良の場合)

③ 当該扶養義務者から過去に暴力・虐待の経緯がある等で、扶養を求めることにより明らかに本人の自立を阻害することになると認められる者

【4】 保護の決定

○世帯単位

生活保護は「世帯単位」で受給することが原則です。ここでいう「世帯」とは「世帯員が一緒に生活し生計を共にしている。」ことを言います。よって、住民基本台帳で別世帯となっても、世帯員が一緒に生活し生計を共にしている場合には同一世帯となります。また、老人介護保健施設入所者、医療機関へ入院している世帯員についても、同一の世帯員となります。



○被保護者の権利と義務

・不利益変更の禁止(生活保護法第56条)

正当な理由が無く、保護の停止や廃止など不利益な変更をされることはありません。

・生活上の義務(生活保護法第60条)

常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。

・届出の義務(生活保護法第61条)

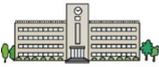
給与、年金、仕送りなどの収入、家賃などの支出及び就職や転職など生計の状況に変化があったとき、また転居や同居、入退院など世帯構成に変化があるときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。

・指示等に従う義務(生活保護法第62条)

福祉事務所の指導や指示には従ってください。指導や指示に従わず、義務に違反したときは、保護が停止や廃止となる場合があります。

生活保護(扶助)の種類

生活保護には主に8種類の扶助があります。

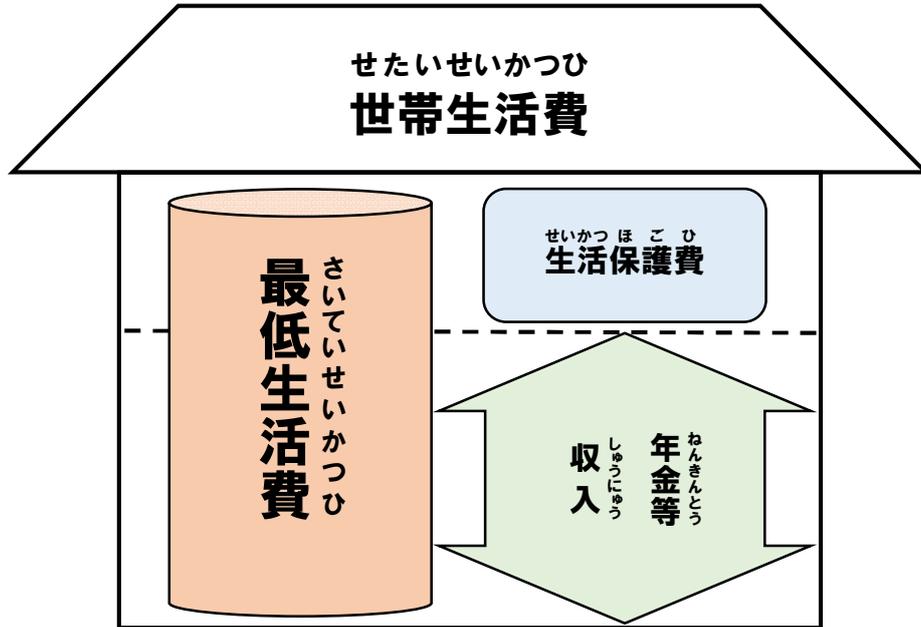
生活扶助		食費・光熱水費・被服費等
住宅扶助		アパート家賃・地代等
教育扶助		義務教育に伴う学用品等
医療扶助		病気・ケガの治療費、入院時の食費・治療費、移送費(交通費)等
介護扶助		居宅・施設等介護サービス費
出産扶助		出産に必要な入院費、分娩費等
生業扶助		高等学校の就学に関する費用、仕事の技術、技能を身に付けるための費用
葬祭扶助		葬祭に関する費用等

この他に、一時的な扶助として次のようなものがあります。(※条件あり・基準の範囲内)

- ・おむつ代 (常時失禁者)
- ・家具や什器の費用 (生活保護開始時で設置の無い場合等)
- ・冷房・暖房器具の購入費 (生活保護開始時で設置の無い場合等)
- ・家屋の簡易な修繕費



せいかつ ほ ご ひ 生活保護費について



びょういん じゅしん さい き つ 病院を受診する際に気を付けること

ほ ご しん せ い ご ま た じゅきゅうちゅう ば あ い こくみんけんこうほけんしょう つか しゃがい
◎保護申請後又は受給中の場合、国民健康保険証を使うことができません。(社会
ほけんしょう りょうか じゅしん さい ふくしじむしょまた ししよ しんりょういたくしよ も
保険証は利用可。)受診の際は、福祉事務所又は支所で診療委託書をお持ちいた
だくか、ちくたんとういん までごそうだん ください。きゅう じゅしん にゅういん さい れんらくねが
だくか、地区担当員までご相談ください。急な受診や入院の際もご連絡願います。

◎その他注意事項

【重複受診】

おな つき おな びょうき ふくすう いりょうきかん じゅしん
同じ月に同じ病気で複数の医療機関を受診することはできません。

【自己負担するもの】

にゅういんちゅう せんたくたい くすり ようきだい ほけんてきようがい じごふたん
入院中の洗濯代や薬の容器代など保険適用外のもの
は自己負担

【交通事故の場合】

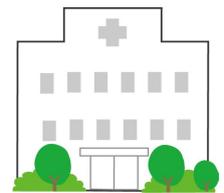
あいてがた じご あいてがた かしつ ばあい だいさんしゃこうい あいてがた ほけん
相手方のいる事故で相手方に過失がある場合(第三者行為)、相手方の保険で
ちりょう せいかつ ほ ご ひ いりょうふじよひ てきよう じご あった とき かなら
治療するため生活保護費(医療扶助費)は適用されません。事故に遭った時は、必
ずちくたんとういん までれんらく してください。

【ジェネリック薬の利用】

ふくよう くすり できるかぎり じねりっくやく ふくよう
服用する薬は、できる限りジェネリック薬を服用してください。

【移送費の支給】

びょういん じゅしん さい ひつようさいていげんと いそうひ こうつうひ
病院を受診する際、必要最低限度において移送費(交通費)が
しきゅう ばあい
支給される場合があります。



げんがく めんじょ 減額または免除となるもの

せいかつ ほ ご じゅきゅう ばあい げんめんまた めんじょ
生活保護を受給した場合、減免又は免除となるものがあります。

し けんみんぜい こていしさんぜい こくみんねんきんほけんりょう
◆市・県民税、固定資産税 ◆国民年金保険料

ほうそうじゅしんりょう ほいくりょう
◆NHK放送受信料 ◆保育料



せいかつ ほ ご じゅきゅううちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと

4 ページの「^{ひ ほごしゃ けんり きむ}被保護者の権利と義務」にもありますが、^{せいかつ ほ ご じゅきゅううちゅう}生活保護受給中
は、^{つき まも}次のことを守ってください。

◇^{せたいいん はたら}世帯員で働けるひとは、^{かた のうりよく おう はたら}その方の能力に応じ働いてください。なお、
^{はたら}働けないひとがいる場合には、^{ばあい りゆう ちょうさ ばあい}その理由を調査する場合があります。

※^{こうこうせい}高校生のアルバイトも^{しゅうにゅう}収入となります。

◇^{せいかつひ むだづか}生活費は無駄遣いをせず、^{せいかつ いじ しょうらい じりつ むど}生活の維持または将来の自立へ向け努
^{りよく つと}力するよう努めてください。

※^{げんそく}原則として^{せいかつ ほ ご じゅきゅううちゅう}生活保護受給中は^{しゃつきん}借金をすることはできません。また、
^{しゃつきん ばあい しゅうにゅう にんてい ぶん ほごひ へ}借金をした場合には^{しゅうにゅう}収入として認定し、その分、^{ぶん ほごひ へ}保護費が減ることとな
ります。



◇^{つぎ} ^{とき} ^{かなら} ^{とどけ} ^で
次の時は必ず届け出をしてください。

- ^{ねんきん} ^{しゅうろう} ^{しおく} ^{など} ^{しゅうにゅう} ^え
年金、就労、仕送り等で収入を得たとき。
- ^{せたいいん} ^{ぞうげん}
世帯員に増減があったとき。
- ^{せたいいん} ^{にゅういん} ^{しせつにゅうしょ}
世帯員が入院、施設入所となったとき。
- ^ひ ^こ ^{やちん} ^{へんこう}
引っ越しをするときまたは、家賃に変更があったとき。
- ^{かいごほけん} ^{りよう} ^{かいごにんてい}
介護保険サービスの利用をはじめたとき。(介護認定)
- ^{しょうがいしゃ} ^{りよう} ^{しょうがいてちょう} ^{しゅとく}
障害者サービスの利用をはじめたとき。(障害手帳の取得)
- ^{せたいいん} ^な
世帯員が亡くなったとき。



◇^{びょうき} ^{かた} ^{いし} ^{いけん} ^{したが} ^{げんき} ^{りょうよう}
病気の方は医師の意見に従い元気になるよう療養して
ください。



◇^{せいかつ} ^{いじ} ^{こうじょう} ^{たほこ} ^{もくてきたつせい} ^{ふくし}
みなさんの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉
^{じむしょ} ^{しじ} ^{しどう} ^{おこな} ^{しじ} ^{しどう} ^{したが}
事務所は指示、指導を行うことがありますので、指示や指導には従っ
^{ちくたんとういん} ^{ほうもん} ^{ちょうさ} ^{おこな}
てください。また、地区担当員が訪問・調査を行いますので、それを
^{きよひ}
拒否しないでください。

◇^{じどうしゃ} ^{ほゆう} ^{げんそくみと} ^{たにん} ^{しよゆう} ^{じどうしゃ} ^{うんてん}
自動車の保有は原則認められません。他人の所有する自動車を運転
することもできません。このような^{じじつ} ^{はんめい} ^{ばあい}
事実が判明したときは、場合により
^{ほご} ^{ていし} ^{はいしどうしょぶん} ^{たいしやう} ^{ばあい}
保護の停止や廃止等処分の対象となる場合があります。
(※^{こべつ} ^{じじやう} ^{ばあい} ^{のそ}
個別の事情がある場合を除きます。)



しゅうにゅう うむ かか しゅうにゅう しさん しゅうにゅう
◇収入の有無に関わらず収入・資産については収入
しんこくしょ しさんしんこくしょ ていきてき ていしゅつ
申告書・資産申告書にて定期的に提出してください。



ほごひ へんかんおよ ふせいじゅきゅう 保護費の返還及び不正受給について

しりよく しゅうにゅう
資力(収入)があるにもかかわらず生活保護費を受け取った場合や、
しよじじょう ほごひ はら す ばあい ほごひ へんかん
諸事情により保護費が払い過ぎになった場合など、保護費を返還してい
ただくことがあります。

- かくしゅへんかんきん う と た
・各種返還金を受け取ったとき
- ねんきん てあて う と
・年金・手当をさかのぼりで受け取ったとき
- こうつうじ こ じだんきん ほししょうきん う と
・交通事故の示談金や保証金を受け取ったとき
- しさん ばいきやく しゅうにゅう え
・資産の売却により収入を得たとき



じじつ ちが しんせい きよぎ しゅうにゅう しんこく しんこく
事実と違った申請をしたり、虚偽の収入の申告または、申告をしないな
ふせい ほうほう ほご う ばあい ちようしゅう ばあい
ど不正な方法で保護を受けた場合、それらは徴収されることとなり、場合
によっては罰則として加算金の徴収や刑事告発等が行われる場合があ
ります。

ちくたんとういん 地区担当員(ケースワーカー)とは

ただ ほご う ていきてき ほうもん ひつよう おう ちよう
みなさんが正しく保護を受けられるよう定期的な訪問や必要に応じ調
さなど おこな ほごせたい せいかつ いじ こうじよう じよげん しどう
査等を行います。また、保護世帯の生活維持・向上のために助言や指導
をおこな きょうりよく こま わ
を行いますので協力してください。また、困ったことや分からないことがあ
れば相談してください。

民生委員・児童委員とは

みなさんが住んでいる地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員・児童委員さんがいます。民生委員・児童委員さんたちは、みなさんが正しく保護を受けられるよう定期的な訪問を行うことがあります。その際、みなさんの生活維持・向上のために助言を行いますので協力してください。また、困ったことや分からないことがあれば相談してください。

生活保護費の支給 〈支給日〉



保護費の支給日は原則毎月1日です。(1日が土曜日、日曜日、及び祝日の場合には、その直前の平日。)

〈支払方法〉



保護費の支払いは、原則、初回は福祉事務所等窓口でのお支払いとなり、次回以降は口座振込みとなります。(※支給した保護費は税金がかかったり、差し押さえられたりすることはありません。)

【5】最後に・・・

生活保護受給中には、守らなければいけないこと、しなければいけないことがあります。また、事前に話がなかったり届け出が遅れることがあった場合には、必要な援助が受けられなかったり保護が打ち切られることがありますので、ご注意ください。

【6】その他^た

不服申立^{ふふくもうしたて}

福祉事務所の決定等^{ふくしじむしょ けつていとう}について、不明な点^{ふめい てん}がございましたら説明^{せつめい}を求め
てください。その際^{さい}、納得^{なっとく}がいかない場合^{ばあい}には、決定^{けつてい}を知った日^しの翌日^ひか
ら起算^{きさん}して3か月以内^{げつくない}に千葉県知事^{ちばけんちじ}に対し不服申立^{たい ふふくもう た}てをすることができ
ます。

外国籍の方からの生活保護による保護申請について^{がいこくせき かた せいかつ ほご ほごしんせい}

外国籍^{がいこくせき}の方^{かた}には生活保護法^{せいかつほごほうじょう}上の権利^{けんり}が認め^{みと}られないことを理由^{りゆう}とし
て、同法^{どうほう}による申請^{しんせい}及び決定通知^{けつていつうち}を行うことができないため、申請書^{しんせいしょ}及
び通知書^{つうちしょ}に記載^{きさい}の「生活保護法^{せいかつほごほう}」を「生活^{せいかつ}に困窮^{こんきゆう}する外国人^{がいこくじん}に対する生活^{たい}保護^{せいかつ}
の措置^{ほご}について^{そち}」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局^{しょうわ ねん がつ にちしゃはつだい ごうこうせいしやうしゃかいきよく}
長通知^{ちやうつうち})と読み替^よえることとします。そのため行政不服審査^{ぎやうせいふ ふくしんさ}の対象外^{たいしやうがい}とな
ります。

メモ欄



.....

.....

.....

.....

.....

めんせつ そうだん び
面接・相談日

れいわ ねん がつ にち こぜん ここ じ ふん
令和 年 月 日 午前・午後 時 分
ばしょ
場所 _____

そうだんしゃ
相談者
し めい
氏名 _____

どうせきしゃ
同席者
し めい
氏名 _____
し めい
氏名 _____

こんかい たんとう そうだんいん
今回、担当した相談員は _____ です。

ふめい てん か き れんらくさき ねが
不明な点がありましたら、下記連絡先までお願いします。

かとりし ふくしじむしょ かとりししゃかいふくしか
香取市福祉事務所(香取市社会福祉課)

TEL 0478-50-1209